

第17期 第2回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和2年10月29日(木) 午後1時35分～午後2時32分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3. 出席農業委員 (6 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員

4. 欠席農業委員 (2 名)

7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 仲宗根 翔 主任主事: 大城 匠人

7. 議事録署名委員

4番 當間 康由 委員 ・ 5番 宮里 由美子 委員

8. 付議すべき案件

報告第 1 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 2 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 3 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 4 号 現況証明願について

報告第 5 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 6 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

- | | | | |
|-----|---|---|-------------------------|
| 議案第 | 1 | 号 | 農業委員会事務局長の専決事項について |
| 議案第 | 2 | 号 | 買受適格証明に係る許可申請等の許可等について |
| 議案第 | 3 | 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第 | 4 | 号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 | 5 | 号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 協議第 | 1 | 号 | 農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について |

9. 会議の内容

議長	第 17 期豊見城市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。 (午後 1 時 35 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りといたします。 本日の出席委員は 8 名中 6 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 4 番委員の當間康由委員と第 5 番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査をお願いいたします。 これより報告案件に入ります。初めに報告第 1 号について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案書の 2 ページをお開きください。 報告第 1 号「農地転用後の利用状況の報告について」 3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。 以上です。
会長	ただいまの報告第 1 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。 (6 番委員挙手)
6 番委員	すみません、ちょっと確認です。まず報告なのですが、報告で整理番号 1 から 3 までありますけれども、特に報告の回数というか、許可後の方法、それを年間ずっと継続していくものなのか。そのやり方として、方向性を教えてください。
事務局	これは報告の許可条件の内容に対するの回答でよろしいですか。
6 番委員	利用状況の報告を何回やるかという。

事務局 転用後の利用状況の報告というのは、許可権者である沖縄県から、その許可条件というのが付されておまして、利用状況報告の場合はその施設、利用開始日から3か月後及び6か月後に利用状況報告をトータルで2回提出するように条件が付されております。

会長 金城委員よろしいですか。はい、どうぞ。

6番委員 もう一件、よろしくお願ひします。この利用状況の把握の方法なのですが、どういふ方法で行っているのか、ちょっと教えてください。

事務局 報告の確認については、まず転用事業者から報告書及び、その現場の写眞が付された報告書が提出されまして、その報告書をもって、事務局が直接現場に確認に行つて、その施工状況を確認しているという状況です。

6番委員 分かりました。

会長 よろしいですか。

6番委員 はい。

会長 ほかにいらつしやいませんか。

(はいの声あり)

会長 ほかに質疑がないようですので、進行します。
次に報告第2号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の4ページをお開きください。
報告第2号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
3件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第2号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 3 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 3 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 3 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 4 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 4 号「現況証明願について」
3 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 4 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(6 番委員挙手)

6 番委員 よろしく申し上げます。まず現況証明願が出て、現況証明の例えば現場確認等を行っていると思うのですが、そもそも現況証明願の制度自体の相手方は…。例えば現況証明願を出しました。その証明書の申請がない方というのはどういう形で利用されるのかどうか、分かりますでしょうか。

事務局 お答えします。現況証明というのは、農地の転用が終わった後に、その転用の

目的に沿って利用されていることが確認されましたら、私どもとしては、事業が完了し、その土地が農地ではなくなったというふうに認める。その証明を行うものが現況証明でございます。この証明の利用方法としましては、基本的には法務局にある登記簿の登記地目変更のために利用されるものになります。以上です。

6番委員

ありがとうございます。

会長

ほかにいらっしゃいませんか。

ほかに質疑がないようですので、進行していきます。

次に報告第5号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の10ページをお開きください。

報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

3件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第5号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に報告第6号について、事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは議案書の12ページをお開きください。

報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

3件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第6号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に議案審議に入ります。

議案第1号について審議します。まず、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第1号「農業委員会事務局長の専決事項について」説明をいたします。

お手元の議案書の13ページ、14ページをお開きください。

農業委員会事務局長の専決事項(案)、2つございますけれども、14ページをお開きください。

まず1番目、現況証明の可否の決定についてでございます。方針といたしまして、現況証明の可否の決定について、農業委員会事務局長に専決をさせる。また、現場調査については、必要に応じて省略できるものとする。

理由について説明します。現況証明は、主に農地等の登記簿の地目、これを「畑」又は「田」から他の地目に変更登記する際に登記所から要求されます。農地転用の申請者は、農地が転用申請等の用途に転用されたときは、現況証明願を農業委員会に願い出て現況証明を発行してもらい、地目変更登記申請書に当該証明を添付して地目変更登記をすることになります。現況証明の願い出は不定期に出されることが多く、また、緊急を要することが多いため、事務処理の効率化・迅速化を図るため、証明の可否の決定を農業委員会事務局長に専決の権限を付与させたいと考えております。

次に2番目、市街化区域内農地の転用届けの受理・不受理の決定(ただし、特に慎重に審査する必要がある場合を除きます。)

方針ですけれども、市街化区域内農地の転用届けの受理または不受理の決定を農業委員会事務局長に専決をさせていただきたいと考えております。ただし、農地等の利用関係に紛争がある等により特に慎重に審査をする必要がある場合は、これを除くものとします。

理由についてですが、市街化区域内農地の転用につきましては、届出書の提出があった場合には、速やかに形式上の審査を行って適法なものは受理とし、適法でないものは不受理としなければなりません。当該届出の提出は不定期に出されることが多く、また、緊急を要することが多いため、事務処理の効率化及び迅速化を図るため、別紙の事務処理基準に基づき、受理または不受理の決定を農業委員会事務局長に専決の権限を付与させていただきたいというものでございます。ただし、農地等の利用関係に紛争がある等により特に慎重に審査をする必要がある場合は、事務局長の専決の対象外とし、農業委員会総会での審議対象としたいと考えております。

この市街化区域内農地の転用届けの受理・不受理の規程を、別紙ですが 15 ページのほうに記載してございます。

市街化区域内農地の転用届けの受理または不受理の事務処理規程（案）でございしますが、まず第 1 条、農業委員会事務局長は、届出書等の提出があったときは、直ちに届出者に対し、農業委員会で届出が適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないように指導をします。

次に届出の受理・不受理でございしますが、農業委員会事務局長は、届出書の提出があった場合には速やかに形式上の審査を行って適法なものは受理とし、適法でないものは不受理とします。届出を適法でないとして不受理とすることが出来る場合は、次の 4 つの場合とします。

まず（1）届出に係る農地が市街化区域にない場合。（2）届出者が届出に係る農地になんらの権限も有していない場合。次に（3）届出書に添付すべき書類の添付がない場合。次に（4）その他、明らかに適法でない認められる場合でございします。

次に事務処理について、農業委員会事務局長は、届出書の提出があった場合は、直ちに受理又は不受理の決定に係る事務を行い、受理又は不受理の通知書が遅滞なく届出者に到達するように処理する。この場合、不受理の通知書には、届出書を受理しないこととした理由を付するものとする。

次に届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会において報告するものとします。

以上でございします。ご審議よろしく申し上げます。

会長

事務局の説明が終わりました。議案第 1 号に対する委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

（6 番委員挙手）

6 番委員

14 ページのほうですが、14 ページの下から 3 行目、ただしというところがあるんですけども、「ただし、農地等の利用関係に紛争がある等により特に慎重に審査する必要がある場合」とあるんですけど、それは特に今までに前例等の報告が何かあるんでしょうか。あれば教えてください。

事務局

お答えいたします。

前例としては、何か紛争があったということで、事務局長専決ではなくて総会で審議したというのはほぼないということで、記憶にはございません。

6 番委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 よろしいですか、金城委員。

6 番委員 はい。

会長 ほかに聞きたいことはないでしょうか。

(はいの声あり)

会長 これより採決に移ります。
議案第 1 号、現況証明の可否の決定及び市街化区域内農地の転用届けの受理または不受理の決定については、農業委員会事務局長に専決させることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 1 号、現況証明の可否の決定及び市街化区域内農地転用届けの受理または不受理の決定については、農業委員会事務局長に専決させることに決定しました。
次に議案第 2 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 2 号「買い受け適格証明に係る許可申請等の許可等について」説明をいたします。
お手元の議案書の 16 ページから 18 ページをご覧くださいと思います。
議案第 2 号「買い受け適格証明に係る許可申請等の許可等について」
農地の買い受け適格証明に係る許可申請等の許可等の他、当該証明に係る事務処理について、次のように取り決めたいので提案をいたします。
17 ページをお開きください。買い受け適格証明を受けた者が行う農地法上の許可申請等の手続等について。
方針につきまして、本市農業委員会は、買い受け適格を有する旨を証明し、又は処理意見を付して沖縄県知事に送付する議決を行った場合において、当該買い受け適格証明を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書または届出書を提出した場合、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、総会での審議、採決を省略して許可をし、届出を受理し、又は同旨の意見を付して沖縄県知事に

送付して差し支えないものとする。

また、許可申請書、届出書等に添付すべき書面で、当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書または届出書等の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し支えないものとする。

理由につきまして、買受適格を有する証明を行った者が、競売等において、最高価買受申出人または次順位買受申出人となった場合、その後に農地法上の許可を得るために手続が必要となります。しかし、一度、農地の権利移動について適格と判断した者が行う農地法の手続につきましては、農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、事務処理の迅速化を図るため、総会での審議、採決を省略しても支障がないと認められるためでございます。

また、農地法上の許可を得るための手続上、許可書または届出書等に添付が義務付けられている書面につきましても、買受適格証明願の提出時に添付されていることから、申請人の負担の軽減及び事務処理の簡素化を図るため、当該添付書面については、許可申請書または届出書等の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しないことを記載して、添付することを省略しても支障がないと認められるためでございます。

次に 18 ページをご覧ください。2 番目でございますが、一度、審議、採決した案件に係る買受適格証明願不受理についてでございます。

方針といたしまして、本農業委員会は、一度、総会において買受適格証明に係る審議、採決を行った場合において、後日同じ案件に係る買受適格証明願が提出されても受理しないものとしたと思います。

理由でございますが、買受適格証明は、農地の競売等に参加するために必要となるものでございますが、当該競売等については新聞またはインターネット等において情報が公開されることから、当該競売に参加する意思を持ち、かつ買受適格を有する証明の発行を願ひ出る者は、当該競売の入札期間等を十分考慮し、時期を逸することがないように、本農業委員会に買受適格証明願を出す必要があります。

仮に、総会で買受適格証明に係る審議、採決が終了した後に、同じ案件に係る買受適格証明願が提出され、後日、臨時総会等を開催して同じ案件について審議、採決を行うようなことは、事務の公正、公平な執行に支障をきたし、農業委員会に必要以上の負担を負わせるものと認められるため、一度総会において買受適格証明に係る審議、採決が行われた案件については、当該案件に係る買受適格証明願が提出されても受理しないというものでございます。

以上で議案第 2 号について、説明を終わります。以上でございます。ご審議よ

ろしくお願いします。

会長 事務局の説明が終わりました。議案第2号に対する委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4番委員挙手)

4番委員 これは去年まではとは何か変わっていますか。もし変わっているところがあれば、変わった理由を教えてください。

事務局長 お答えいたします。
特に変更はございません。

4番委員 分かりました。

会長 よろしいですか。ほかにはいらっしゃいませんか。
これより採決に移ります。
議案第2号 買受適格証明に係る許可申請等の許可等については、事務局の説明のとおり事務処理することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第2号 買い受け適格証明に係る許可申請等の許可等については、事務局の説明のとおり事務処理することに決定しました。次に議案第3号について審議に移りますが、今回より農地法第3条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。
休憩します。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時01分

会長 再開します。
事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号について説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、4件の申請がございました。

整理番号1番につきまして、議案書の22ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂東原502番1、502番2、503番1、503番2につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号2番につきまして、議案書の24ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長木山原775番1につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用について、調査表のほうでは「しない」となっておりますが疑義がありますので、農業委員の皆様のご判断を仰ぎたいと考えております。なお、疑義の内容については、後ほど説明いたします。

次に整理番号3番につきまして、議案書の26ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長浜崎原847番5につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号4番につきまして、議案書の28ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長浜崎原847番5につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。調査結果について、整理番号1番、3番、4番については長嶺委員、整理番号2番については高安委員から報告をお願いします。

会長

長嶺委員、よろしくお願ひします。

長嶺推進委員

それでは現地調査の結果について報告いたします。

整理番号1番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しました。

整理番号3番と4番についても同様に、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認いたしました。

以上です。

会長

ありがとうございます。高安委員。

高安推進委員	<p>整理番号 2 番について報告します。</p> <p>申請地では耕作していることを確認しました。しかし、既に耕作する権利がある土地の翁長真謝原 734 番 1 の現況については、別添資料のとおりとなっておりますのでご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>ただいま報告のありました整理番号 2 番につきまして補足いたします。</p> <p>別添資料の最終ページにもありますが、事務局から申請者に聞き取りを行ったところ、現在は耕作していないが、県道工事が完了次第、除草作業を行い耕作する予定であるとの回答でした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
会長	<p>休憩します。</p> <p>休憩 午後 2 時 05 分 再開 午後 2 時 13 分</p>
会長	<p>再開します。</p> <p>事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。</p> <p>これより審議に入ります。議案第 3 号については、1 件ずつ審議をします。</p> <p>それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。</p> <p>質疑なしと認めて、これより採決に移ります。</p> <p>整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。</p> <p>次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。</p>
	<p>(2 番委員挙手)</p>
2 番委員	<p>整理番号 2 番についてですが、当該許可申請に当たり耕作する権利のある土地</p>

の一つが耕作されていないことについて申請者は、道路工場の影響があるため、道路工完了後に耕作するとしていますが、周辺の農地は耕作されている状況を踏まえると、現時点でも耕作が可能だと思われます。よって、全部効率利用要件に関する判断に疑義がありますので、まず現状の是正が確認された後、改めて審議するのはいかがでしょうか。

会長 ただいま上原委員より発言がありましたとおり、整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項第 1 号について疑義があることから、保留案件とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については保留案件とすることに決定します。
次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認め、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。
次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
こちらも質疑なしと認めて、これより採決に移ります。
整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定しま

した。

次に議案第4号について審議します。事務局より議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の30ページをお開きください。

議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、1件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号1番につきまして、35ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長佐葉緑原470番1。転用目的は資材置場。当該申請地は、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号1番の申請地は、周囲を住宅等に囲まれ、市街地の中に取り残された農地となっています。現場は既に駐車場として利用していることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等につきましては、既存の擁壁及び排水処理計画により特に問題はないと考えられます。

議案第4号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

議案第4号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第4号については、農地法第4条第6項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第4号については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第5号について審議します。事務局より議案の説明と現場調査の報告をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 37 ページをお開きください。

議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、42 ページをお開きください。申請のあった土地は、饒波与那仁原 1132 番。転用目的は貸資材置場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 529 番 2。転用目的は残土置場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、55 ページをお開きください。申請のあった土地は、名嘉地南又原 232 番、232 番 1、232 番 2、232 番 3、232 番 4。転用目的は倉庫事務所。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、嘉数地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10ha と未満の農地となっております。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 2 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10ha 未満の農地となっております。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 3 番の申請地は、県道及び市道に囲まれた街区内にあり、その街区面積に占める宅地等の面積割合が 4 割を超える農地となっております。これまでは優良農地としてハウス栽培を行っていましたが、今年 6 月に本市農業振興地域整備計画の見直しにより農用地区域から除外され、現在はハウスの撤去作業が行われています。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 5 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

議案第 5 号は、1 件ずつ審議します。

まず、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して

質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に協議第 1 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 お手元の議案書の 57 ページをお開きください。

豊経建農第 1216 号、令和 2 年 10 月 15 日。豊見城市長山川仁より、豊見城市農業委員会会長殿。農地利用集積計画の作成に係る意見決定について（照会）の文書が来ております。

なお、詳しい計画の内容につきましては、主管課であります農林水産課のほうで説明いたします。よろしく申し上げます。

農林水産課

皆さん、こんにちは。農林水産課農政班の大城と申します。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 4 件ございますので、それぞれ説明したいと思います。

次の 59 ページのほうをお願いします。まず初めに、R2-20 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりでございます。利用権を設定する農地の地番は渡嘉敷 482 番で、面積は 1,187 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 5 年間となっております。

資料 61 ページをお願いいたします。次に R2-21 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 1017 番 2 で、面積は 1,017 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 5 年間となっております。

資料 63 ページをお願いします。次に R2-22 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は伊良波 595 番、面積 3,536 m²、設定する利用権は貸貸借権で、存続期間は公告日から令和 7 年 4 月 10 日、借賃については年額計 21 万円を 4 月 10 日までに口座振込することとなっております。

資料 65 ページをお願いします。次に R2-23 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は田頭 61 番 10、面積 514 m²、設定する利用権は貸貸借権で、存続期間は公告日から令和 7 年 12 月 10 日、借賃については年額計 3 万円を 12 月 10 日までに口座振込することとなっております。

会長

ありがとうございます。協議第 1 号について、説明が終わりました。

協議第 1 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

協議第 1 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第1号については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見、ご審議をいただきましてありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和2年10月29日（金）

午後2時32分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子



4 番委員

菅野 康子



5 番委員

宮里 由美子

